

大分県報

令和六年
第五五七号
十一月五日

（火曜日）

目次

告示

土地改良区の定款変更認可……………	一
指定漁船調書の縦覧（二件）……………	一
警察本部訓令……………	一
大分県警察希望降任取扱規程の一部改正……………	二
企業局訓令……………	二
大分県企業局職員服務規程の一部改正……………	二

告示

大分県告示第五百号……………	一
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。	一
令和六年十一月五日……………	一

土地改良区名	所在地	認可年月日
竹田市土地改良区	竹田市	令六・一〇・二三

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県告示第五百一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧

令和六年十一月五日

に供する。

令和六年十一月五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

佐伯市蒲江大字畑野浦二千五百二十二番地三

協谷 尚長

佐伯市蒲江大字畑野浦六百十一番地一

志手 卓司

佐伯市蒲江大字畑野浦三百七十四番地一

高羽 幸彦

2 加入区

畑野浦加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和六年十一月五日から同月十九日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号
大分県漁業協同組合事務所

(二) 佐伯市蒲江大字畑野浦三百七十八番地七
大分県漁業協同組合上入津支店事務所

大分県告示第五百二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧

令和六年十一月五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県報（告示）

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

佐伯市蒲江大字畑野浦三千七十七番地六

鳴海 盛彦

佐伯市蒲江大字畑野浦二千七百九十八番地

山田 久松

佐伯市蒲江大字畑野浦二千八百五十八番地五

小野 富男

2 加入区

尾浦加入区

3 法第十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和六年十一月五日から同月十九日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号
大分県漁業協同組合事務所

(二) 佐伯市蒲江大字畑野浦三百七十八番地七
大分県漁業協同組合上入津支店事務所

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第31号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察希望降任取扱規程（平成17年大分県警察本部訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月5日

大分県警察本部長 種田 英明

第2条第1号中「こと」の次に「（巡查長の職にある職員を巡查の職に任命する場合を含む。）」を加える。

第3条中「者」の次に「及び巡查長の職にある者」を加える。

附 則

この訓令は、令和6年11月5日から施行する。

○企業局訓令

大分県企業局訓令第六号

本局
事業所

大分県企業局職員服務規程（平成二年大分県企業局訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和六年十一月五日

大分県企業局長 高野 信一

第十七号様式の(注)を同様式の(注)2とし、同様式に(注)1として次のように加える。

(注) 1 「氏名」は、「氏」のみを記載し、及び平仮名で表記することができる。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。